

(写)

令和5年10月6日

千葉労働局長
岩野 剛 殿

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月23日付け千労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

千葉県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
千葉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての
主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,096円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月25日